

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、令和2年国勢調査によると、人口は116,228人であり、15歳未満人口は13,011人(全体の11.3%)、15～64歳人口は66,171人(同57.6%)、65歳以上人口は35,621人(同31.0%)であり、平成27年と比べると、15歳未満人口は、1,353人減、15～64歳人口は4,655人減、65歳以上人口は2,542人増となっており、高齢化が進み、生産年齢人口(15～64歳人口)が減少している。

令和3年経済センサス-活動調査によると、本市の全産業における事業所数は、5,884事業所、従業者数は、54,287人である。産業大分類別の事業所数構成比は、卸売業・小売業(全体の26.0%)、製造業(同13.5%)、宿泊業・飲食サービス業(同11.1%)、建設業(同9.9%)、生活関連サービス業・娯楽業(同9.0%)が上位を占めており、産業大分類別の従業者数構成比は、製造業(全体の28.1%)、卸売業・小売業(同20.1%)、医療・福祉(同12.1%)、宿泊業・飲食サービス業(同8.0%)、建設業(同6.0%)が上位を占めている。

現在、本市の経済や雇用を支える市内中小企業者は、エネルギー価格・物価高騰、人口減少等の社会情勢の変化などにより、厳しい事業環境に置かれている。

このような中、生産性の向上により、人手不足などに対応した事業基盤を構築しようとする中小企業者の取り組みへの支援が課題となっている。

(2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、市内の中小企業及び小規模事業者の経営の安定を図ることとする。

その実現のため、本計画の目標として、先端設備等導入計画の認定を2年間の合計件数で40件(年間20件)を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市市全体の産業力を向上させるため、本計画における設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等すべてとする。

ただし、太陽光発電設備については、地域の雇用拡大等の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内で、自己消費を目的に設置する自家消費型の太陽光発電設備（売電目的以外のもの）のみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では中小企業者が市内広域に立地し、事業活動を営んでいる。これら中小企業者の生産性向上をもれなく実現させるため、本計画の対象地域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり本市ではさまざまな産業分野の中小企業者が本市の経済や雇用を支えていることから、これらの産業で幅広く生産性の向上を実現する必要がある。このため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の前向きな取組も多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、地域の雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・佐野市税条例、佐野市都市計画税条例又は佐野市国民健康保険税条例の規定により課された市税に滞納のある者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。